

令和7年4月4日

神戸市指定給水装置工事事業者 各位

神戸市水道局

指定の有効期間満了に伴う更新手続きについて（通知）

平素は神戸市水道事業にご協力いただき厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、本市における貴社の指定の有効期限は「令和7年9月29日まで」となります。

指定の更新を希望される場合、下記のとおり更新の手続きをしてください。

（※指定の有効期間内に手続きを行わない場合、指定を失効します。）

記

1 更新手続きの流れ

- (1) 申請書類一式を郵送で提出
- (2) 申請書類の審査完了（不備等があれば再提出）・・・令和7年6月30日まで（※）
- (3) 手数料の納付（15,000円）・・・令和7年8月下旬～9月上旬（予定）
- (4) 指定証書等の交付（更新手続き完了）・・・令和7年9月下旬

（※）手続きを円滑に進めるため、本市では、書類の審査期間を定めています。

令和7年6月30日(月)までに審査を終えることができるよう、早期の書類提出をお願いします。

早期に手続きを行った場合でも、次回の指定の有効期間が早まることはありません。

[次回の有効期間] 現在の有効期限の翌日（令和7年9月30日）から5年間

2 提出していただく書類（下記(1)①～④及び(2)①～②をすべて郵送してください。）

(1) 神戸市水道局の様式

- ① 指定給水装置工事事業者指定申請書（様式第1）＜表面・裏面＞
- ② 誓約書（様式第2）
- ③ 機械器具調書（別表）
- ④ 指定給水装置工事事業者 指定更新時確認事項 ＜表面・裏面＞

※①～④の書類は同封しています。必要事項を記入の上、提出してください。

(2) 事業者で用意していただく書類

- ① (法人の場合)「定款」及び「登記事項証明書」

(個人の場合)「住民票の写し」 ※本籍、続柄、マイナンバーの記載は不要です。

※「定款」はコピー可。「登記事項証明書」、「住民票の写し」は原本を提出してください。

※「登記事項証明書」、「住民票の写し」は、発行日から3か月以内のものを提出してください。

- ② 給水装置工事主任技術者免状番号を確認できるもの（免状又は技術者証の写し）

その他 研修受講証、配管技能者資格証の写しが必要となる場合があります。

（裏面に続く）

3 申請書類の受付

申請書類の受付・審査は、(一財)神戸市水道サービス公社が行います。
事務処理による都合上、郵送による受付とします。

【申請書類の郵送先】

〒654-0026

神戸市須磨区大池町5丁目6番30号

一般財団法人 神戸市水道サービス公社 指定更新担当 宛

※申請書類に不備等があった場合は再提出を求めますので、ご注意ください。

4 審査完了後の流れ

申請書類の審査完了後、更新手数料納付書を令和7年9月上旬までに送付しますので、記載の納入期限までに更新手数料(15,000円)を納入してください。入金確認後、指定証書及び携帯証を有効期間満了日(令和7年9月29日)までに送付します。

※6月末までに申請書類の審査が完了しなかった場合は、このとおりではありません。

5 その他

更新申請の「留意事項・記入例」について、神戸市水道サービス公社ホームページのお知らせに掲載していますので、参考にしてください。

URL: <https://kwsc.jp>

神戸市水道サービス公社

検索



【更新手続きについての問合せ先】

一般財団法人 神戸市水道サービス公社

担 当：(経営企画課)指定更新担当

電話 078-733-5291

受付時間：8時45分～12時、13時～17時30分

(土日祝日を除く)